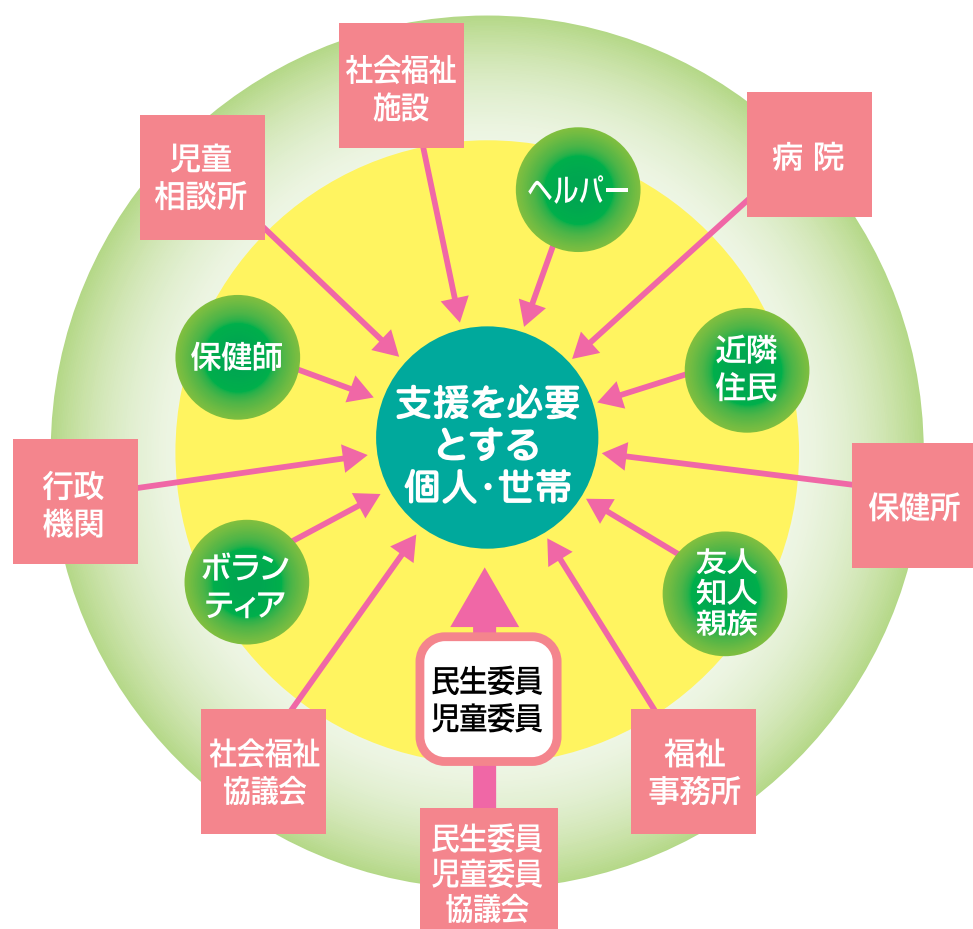
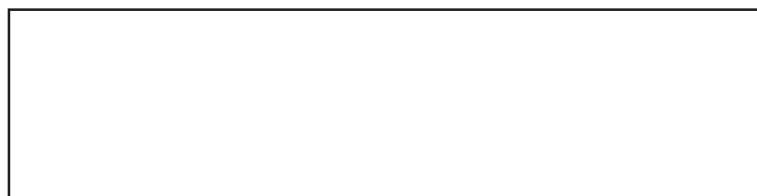


近隣による見守りと各機関と連携して支援活動をしています。



住民との信頼関係
— 守秘義務 —

民生委員法第15条では「民生委員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない」と定めています。
住民一人ひとりの人権とプライバシーを尊重し、秘密を保持します。



民生委員を ご存じですか？



(民生委員は明朗で健全な
地域社会づくりを担っています。)

民生委員

はこんなことが主な仕事です



民生委員・児童委員制度は、
住民に委託して地域住民から
社会福祉に関わる相談を受け、
支援を行う制度です。

この制度はその源といわれる
濟世顧問制度より

90年近い長い歴史をもつ制度であり、
地域に根ざした福祉活動を展開し、
あたたかな地域社会づくりをめざしています。

民生委員・児童委員は、
広く社会の実情に通じ、
社会福祉の増進に熱意のある住民が、
地域から選ばれ活動します。



1 活動の目的は？

社会奉仕の精神をもって住民の立場に立って相談に応じたり、住民が尊厳をもってその人らしい自立した生活ができるように支援を行うことによって、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりをめざします。

2 どんなことをするの？

活動の基本は7つのはたらきにあります。

社会調査のはたらき
生活の実態や福祉需要の把握に努めます。

相談のはたらき
生活上のさまざまな相談に応じます。

情報提供のはたらき
介護や福祉の制度・サービスの
情報提供をします。

連絡通報のはたらき
関係機関との間に立って連絡役を果たします。

調整のはたらき
必要なサービスが受けられるよう調整・支援します。

生活支援のはたらき
快適な生活ができるよう生活支援活動をします。

意見具申のはたらき
生活上の問題点や改善策について
関係機関に意見を提起します。



3 どのように選ばれるの？

民生委員・児童委員は、市区町村に設置された民生委員推薦会によりその選考が行われ、都道府県知事に推薦されます。推薦会は、市区町村議会議員、民生委員・児童委員、社会福祉や教育関係者、行政機関職員等がそのメンバーとなります。都道府県知事は選ばれた人びとについて都道府県に設置された地方社会福祉審議会に意見を聴いたのちに、厚生労働大臣に推薦を行い、厚生労働大臣が委嘱します。

4 組織は？

民生委員・児童委員の全員が、市区町村内の小地域ごとに設置された民生委員児童委員協議会に参加します。その数は全国で約1万か所あります。各協議会には、互選によって選ばれた会長がいて、毎月1回定例会議を開いています。地域の福祉問題の分析や担当している世帯への援助方法の検討などを行い、日ごろの活動を推進するうえで大切な場です。

5 担当する区域があるの？

委員一人ひとりに担当する区域が定められています。大都市では220～440世帯ごとに1人を基準に配置されます。たとえば人口約1,200万人の東京都には、民生委員・児童委員が1万100人余りいます。総数22万人を超える民生委員・児童委員が日本全国のすべての地域にいます。

